

1. 調査概要

農業用ため池の管理及び保全に関する法律
(ため池管理保全法)に基づき、
法施行後5年経過時点の施行状況を検証。



都道府県及び市町村を対象に、農業用ため池の
管理保全施策の施行状況等に関する
アンケート調査を実施(令和6年1月実施)。

2. 調査対象

- すべての都道府県(47都道府県)
- 以下に該当する市町村(244市町村)
 - ①各都道府県において、農業用ため池が多い
上位3市町村(141市町村)
 - ②上記①の市町村を除き、農業用ため池の数が
多い全国の上位52市町村
(上記①の市町村を含めると、全国の農業用
ため池数の7割以上を占める)
 - ③上記①、②の市町村を除き、防災重点農業用
ため池の数が多い全国の上位51市町村
(上記①、②の市町村を含めると、全国の防災
重点農業用ため池の7割以上を占める)
- ※能登半島地震の影響により、調査の対象となる市町村
のうち、石川県能登地方の5市町を除外したため、
回答数は239となっている。

3. 調査項目

1 ため池管理保全法の施行状況

- ⇒法律に定められている事務の実績の確認
- (1) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
 - (2) 農業用ため池の届出(第4条)
 - (3) 勧告(第6条)
 - (4) 特定農業用ため池の指定等(第7条)
 - (5) 行為の制限(第8条)
 - (6) 防災工事の施行(第9条)
 - (7) 防災工事の施行に関する命令(第10条)
 - (8) 代執行(第11条)
 - (9) 住民に対する周知のための措置(第12条)
 - (10) 裁定の申請(第13条)
 - (11) 公告等(第14条)
 - (12) 裁定(第15条)
 - (13) 報告徴収及び立入調査(第18条)
 - (14) 補助(第20条)
 - (15) 援助(第21条)
 - (16) 罰則(第23条)
 - (17) 罰則(第25条)
 - (18) 経過措置(附則第2条)
 - (19) 罰則(附則第3条)

2 農業用ため池の管理保全施策に対する評価

ため池管理保全法に対する評価、要望
農業用ため池の保全管理施策における課題

3 農業用ため池の多面的機能の発揮

農業用ため池の多面的機能の発揮に関する意識
農業用ため池の多面的機能の発揮状況
農業用ため池の多面的機能の発揮に係る取組状況

農業用ため池の管理保全施策の施行状況等に関する調査結果

総 則（第一条～第三条）

- 都道府県と市町村の約 9 割が、相互に連携を図りながら農業用ため池の適正な管理及び保全を実施していると回答。
- 都道府県と市町村の約 8 割が、国は、広域的な見地からの調整や必要な支援を行っていると思うと回答。

農業用ため池の管理（第四条～六条、附則第二条）

- 届出を行う必要がある農業用ため池の99.9%が届出済み。
- 「都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる」が、これまで都道府県知事が勧告を行った実績はない。

特定農業用ため池の指定等（第七条～十二条）

- 指定要件を満たしている特定農業用ため池のうち、指定済みのため池は29,354か所、未指定のため池は13か所。
- 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について、都道府県が許可を求められた件数は68件（すべて許可）。
- ため池所有者が防災工事計画を届け出た件数は477件。
- 都道府県知事が防災工事の施行命令を行った実績はない。代執行を行った実績は1件。
- すべての特定農業用ため池でハザードマップ又は浸水想定区域図を作成又は今後作成予定。ハザードマップ等は市町村ホームページや印刷物等により周知。

裁定による特定農業用ため池の管理（第十三条～第十七条）

- 市町村長が都道府県知事に対して、施設管理権の設定に関する裁定を申請した実績はない。

雑 則（第十八条～第二十二条）

- 2 県が、ため池所有者に対して農業用ため池の管理の状況に関する報告を求めた。
- 13府県が、ため池に職員等を立ち入らせて測量や調査を実施。
- 16府県が、ため池の防災工事を支援するための都道府県単独事業を策定、実施。
- 都道府県の約 7 割、市町村の約 6 割が、農業用ため池を適正に管理するために必要な援助を実施。

罰 則（第二十三条～第二十五条）

- 農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為等に対し、罰金に処した実績はない。
- 農業用ため池の未届等に対し、過料に処した実績はない。

罰 則（附則第三条）

- 法施行時に既に存在した農業用ため池の届出に関し、催告を行った実績は1件、過料に処した実績はない。

農業用ため池の管理保全施策の施行状況等に関する調査結果

【ため池管理保全法に対する評価】

**すべての都道府県、97%の市町村が、
ため池管理保全法が施行されたことを評価。**

(評価された点)

- ・ため池の管理・保全体制が明確化され、強化された。
- ・ため池所有者等や行政の役割分担が明確化された。等

※一方、県・市町村からは、以下が課題とされている。

- ・ため池の管理・保全に必要な人材、資金及び支援体制の不足
- ・ため池の管理・保全に係る事務負担の増大 等

【多面的機能の発揮に関する認識】

**すべての都道府県、74%の市町村が、
農業用ため池の多面的機能が発揮されていると回答。**

(多面的機能が発揮されているとされた点)

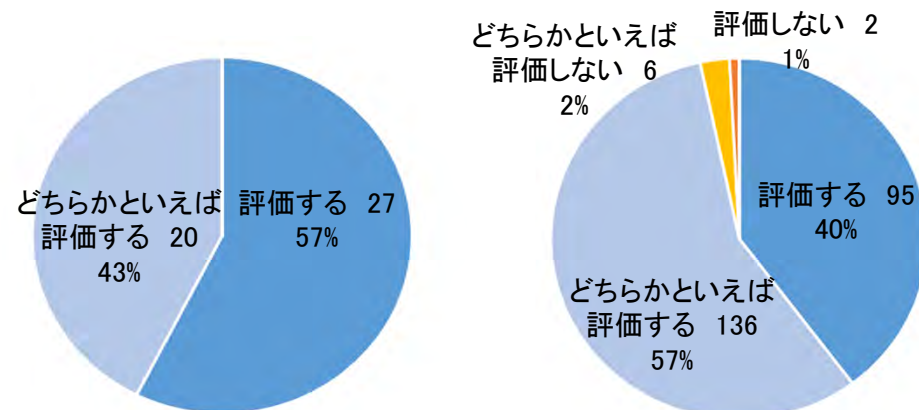
- ・ため池において水生生物等の多様性が保全されている。
- ・ため池の貯留機能を活かし、洪水調節機能が発揮されている。
- ・ため池の水が防火用水として利用されている。等

※一方、県・市町村からは、以下が指摘されている。

- ・管理されていないため池が散見される。
- ・外来種の放流により、希少生物が減少している。等

ため池管理保全法に対する評価

ため池管理保全法を評価するか

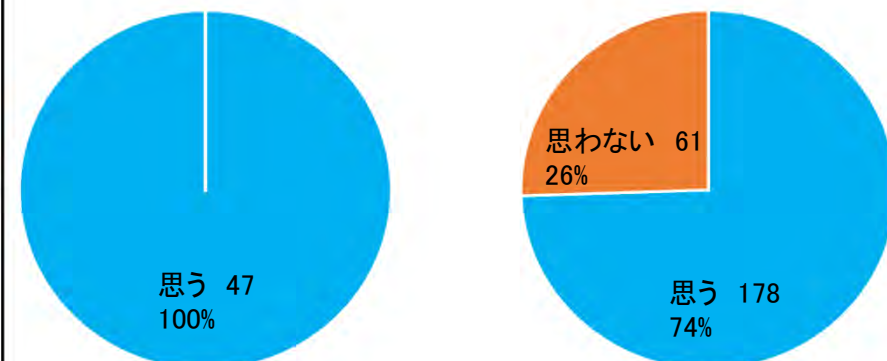


※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

※該当する市町村の数(n=239)、割合
(市町村回答)

多面的機能の発揮状況

貴自治体内において、農業用ため池の 多面的機能は発揮されていると思うか



※該当する都道府県の数、割合
(都道府県回答)

※該当する市町村の数(n=239)、割合
(市町村回答)